

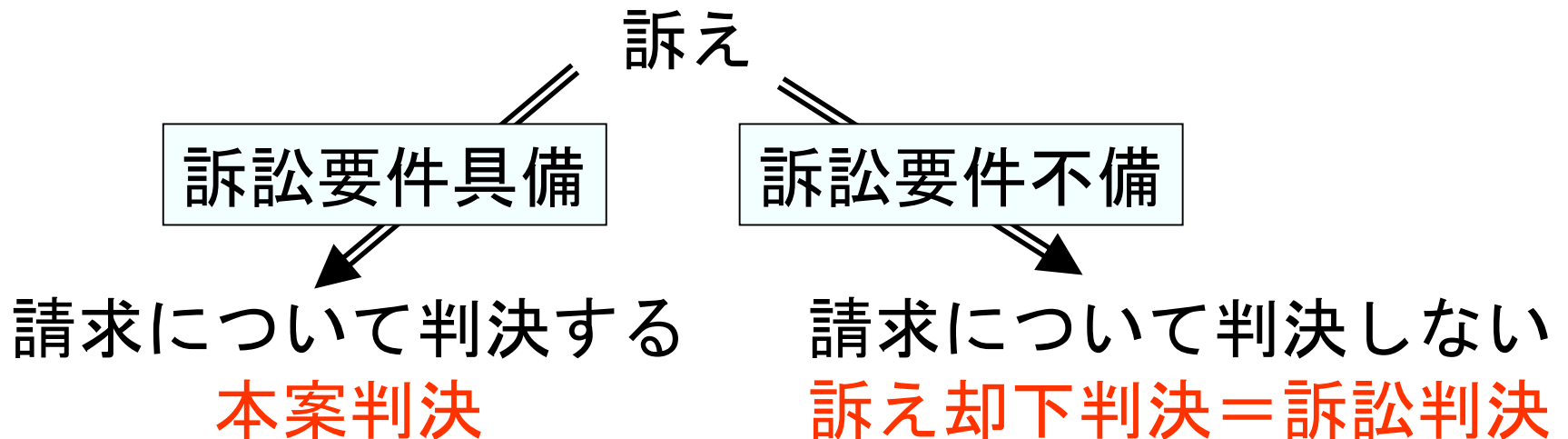
2018年度
民事訴訟法講義
10

関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 訴訟要件（140条・141条）

訴訟要件の意義

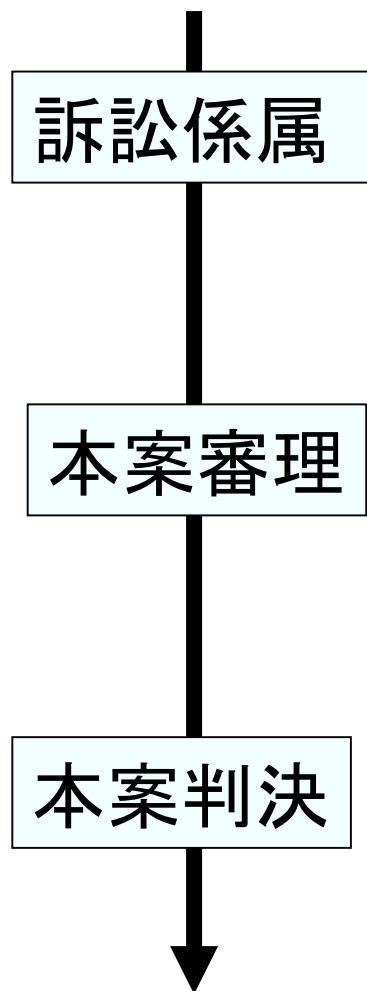
- 訴訟要件 請求について判決をするために必要な訴訟法の観点から定められた要件。



訴訟要件を具備しない訴えの扱い

- 原則 訴え却下判決がなされる（本案判決と対比させて、訴訟判決）。
- 例外
 1. 管轄違いにすぎなければ移送の裁判（16条）がなされる。
 2. 期日の呼出しに必要な費用を原告が予納しない場合に、被告に異議がなければ、**決定**で訴えを却下する（141条）。

訴訟要件の位置づけ



訴状が被告に送達されることにより発生する。訴訟要件の具備を調査せずに送達することができる。

訴訟要件の具備を調査せずに本案の審理に入ることができる。例外あり。

訴訟要件は、本案判決の要件である

訴訟要件と本案審理との関係

- 原則 裁判所は、訴訟要件が充足されているかを未確認にしたまま本案の審理をおこなうことができる。
- 例外 担保提供義務を負う原告の訴訟費用の担保提供（75条・78条など）は、本案審理の要件である（妨訴抗弁）。訴訟費用の償還を受けることについて被告が有する利益を保護するためである。

訴訟係属の発生に関する訴訟要件

- 適式な訴え提起行為 133条。271条に注意。
- 有効な訴え提起行為 訴訟能力を有する原告の意思に基づいて提起されたこと、または、代理権を有する代理人により提起されたことが必要である。
- 被告への訴状の有効な送達 102条に注意

裁判所に関する訴訟要件

- 国際的な裁判管轄権
- 国内的な管轄権 管轄違いの場合には移送
 (16条1項)

当事者に関する訴訟要件

- 当事者の実在
- 当事者能力
- 当事者適格（訴えの主観的利益） その訴訟の当事者間で本案判決をすることが紛争の解決に相当であるとするだけの権能・適格を当事者が有していること。

訴訟物に関する訴訟要件

- 請求適格 個々の事件を離れて一般的に見て、請求内容が本案判決を受けるのに適すること
- 権利保護の利益 請求適格が満たされる場合に、個々の事件において、原告が当該請求について判決を求める現実の必要性ないし利益（訴えの利益）を有すること、または、再訴禁止規定（[262条](#)2項）などによりそれを否定されていないこと。
- 訴え提起の態様に関する規定の遵守
- 訴え提起が信義則に反しないこと

その他の訴訟要件

- 訴訟費用の担保の提供が必要な場合に、担保の提供がなされていること（75条・78条・81条、会社法847条項・民訴81条・78条など）。

次の事項については、見解は分かれる

1. 当事者が訴訟能力を有し、あるいは能力の補充を受けたこと
 2. 訴訟代理権が有効に授与されたこと
 3. 同一事件について既判力のある判決が存在しないこと
- この講義では、これらは訴訟要件ではないと考える。

当事者の訴訟能力

未成年者
が自ら訴
えを提起
した

訴え提起行為の有効性の問題

訴訟の途
中で訴訟
能力を喪
失した

中断・受継の問題（124条）

訴訟要件の調査

- 職権調査の原則 訴訟要件は、制度設営者としての裁判所の立場から要求されているものが多い。そのため、多くの訴訟要件は、裁判所が進んで調査する。
- 例外＝抗弁事項 もっぱら当事者の処分にあずかるに委ねてよい利益に関わる事項については、当事者からの指摘をまって調査する。
 1. 仲裁合意の存在（仲裁法14条）
 2. 不起訴の合意の存在
 3. 訴訟費用の担保の提供（75条・78条）

判断資料の収集（通説による区分）

職権探知事項（裁判所の責任で収集すべき事項）

1. 裁判権、専属管轄、当事者能力、判決が対世効を有する場合の当事者適格など。

弁論主義に服する事項（当事者の責任で収集すべき事項）

- 抗弁事項の全部
- 職権調査事項の一部 任意管轄、訴えの客観的
利益、当事者適格（対世効のある判決の場合を除く）

本案の判断との順序

- 原告の請求を認容するためには、訴訟要件が具備されていることが必要である。
- 訴訟要件の具備が明確になる前に請求に理由がないことが明らかになった場合：
 1. 通説 訴訟要件の具備の確認が必要。
 2. 訴訟要件分類説 被告の利益保護を目的とする訴訟要件については、その要件の具備を調査することなく請求棄却判決を下すことができる。

訴訟要件を欠く訴え

不適法な訴えとして却下される。ただし、

1. 管轄違いの場合には、管轄裁判所に移送する。
2. 補正可能な場合には、裁判所は、期間を定めて補正を命ずる（訴え提起行為に瑕疵がある場合については、34条がある）。口頭弁論を開く前に命じてもよい。
3. 補正が不能な場合、あるいは補正命令に応じなかった場合には、訴えを却下する。口頭弁論を経る必要はない（140条）。